

教育委員会会議のペーパーレス化について

1. 本件概要

現在、豊島区において全庁を挙げて、打合せを含む会議や各種委員会、事務においてペーパーレス化を進めており、教育委員会の会議もペーパーレス化の対象とする。会議の運営方法については下記の通りとする。

2. 今後の会議運営方法

(1) ペーパーレスによる会議の開始時期

令和 6 年 10 月 7 日（月）第 10 回教育委員会定例会より

(2) 会議端末

会議で使用する端末は、原則、会議における資料閲覧のみで使用し、教育委員による会議端末の持出は行わないものとする。端末へのログイン等は、事務局が行う。

(3) 紙資料の活用

特に議論が必要と考えられる案件等については、紙資料も活用する。

(4) 傍聴人閲覧用の資料

傍聴人が閲覧する資料は、従来通り紙資料を 1 部用意し、貸出を行う。

<担当>

豊島区教育委員会事務局庶務課
庶務グループ 加藤